

2025 年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2025 年 3 月 28 日

自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2025 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針（以下「基本方針」という。）」を受け、2025 年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第 2 条の 2、大学院学則第 1 条の 2、専門職大学院学則第 1 条の 2、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 実施組織

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学、並びに本学を構成する学校法人東京理科大学業務規程第 1 条の 2に規定する部局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間と実施スケジュール

2025 年度自己点検・評価の評価対象期間は、原則として 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日とする（報告書作成にあたっては見込み段階の内容でも可）。ただし、報告書にまとめる活動内容は当該期間内に加え必要に応じて過年度の活動も含めてもよいこととする。

4. 自己点検・評価の大方針

- (1) 2027 年度に公益財団法人大学基準協会（以下「基準協会」）による第 4 期機関別認証評価を受審することから、本年度は同協会に提出する自己点検・評価報告書のプレ作成年度として位置付けて自己点検・評価活動、報告書の作成を実施すること
- (2) 基本方針及び前（1）を踏まえ、基準協会が設定・公表した第 4 期機関別認証評価の大学基準（基準、項目、評価の視点）に基づき自己点検・評価を実施すること
- (3) 前（1）のことから、自己点検・評価報告書を作成する部局（ただし、教職教育センター、経営学研究技術経営専攻は対象外）の作成内容・状況を大学評価・IR 室において確認し、内容のブラッシュアップとフィードバックを行うこと

- (4) 自己点検・評価の客観性、妥当性を高め、点検評価及び改善活動の一助とするために、各部局において学生からの直接的な意見聴取（学生との意見交換会）を実施するとともに、学外者からの意見聴取を試行実施すること
- (5) 教育支援機構教職教育センターにおいては、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に基づいて点検・評価活動を実施すること
- (6) 経営学研究科技術経営専攻は2026年度に基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審する予定であり、本年度が受審に必要な自己点検・評価報告書を作成する年度であることから、当該報告書をもって本方針における報告書として扱うことができること
- (7) 学長室等から部局独自の教育研究等の施策に対して個別に点検・評価を行い、報告すること等が求められている場合は、本実施方針とは別に対応すること

5. 自己点検・評価活動の実施

(1) 全部局共通

自己点検・評価活動は、施策等の実施内容や結果を根拠資料、データ等に基づいて検証し、有効性や達成度を把握するとともに、検証の結果によって得られる課題・長所の把握と改善・伸長方策の検討にまで踏み込んで実施すること。

なお、2024年度までの自己点検・評価活動や認証評価結果、外部評価結果等を踏まえ、より高いレベルで学修者本位の教育を実現するとともに、本学の教育活動の発展に寄与する点検・評価活動とするため、「学習成果を基軸に据えた内部質保証と実質性」の実現に向けた方針とする。

- ①学生に身につけさせる能力等の明確化、それに基づく教育課程等の整備（学位プログラムの体系化）、実施、達成度・成果・能力の獲得状況等の把握、そしてそれらの検証と改善・向上という一連の流れをもって点検・評価すること
- ②教育活動以外の学生支援活動や教育研究環境、定員管理、教員組織及び管理運営等大学で行う諸活動についても、それらが大学の提供する教育、学生の学修活動や成果に寄与しているかの有効性や達成度に着目して点検・評価活動を行うこと
- ③基準4において、卒業認定・学位授与の方針に示す能力に対する学修成果の把握と検証・改善、卒業の認定（学位授与）に至る評価方法※について、重視して問われているため、各部局において、適切な方法で学修成果の把握と検証・改善、卒業・学位授与の認定を行うこと
※卒業認定（学位授与の決定）に際して、卒業認定・学位授与の方針に示す能力を身につけているかをどのように評価・検証しているか
- ④「基準2：内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準2以外の基準（特に基準4）についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこと

- ⑤前4. (4) の学生からの直接的な意見聴取 (在学生との意見交換) は、別紙1に基づき実施する。別途実施の依頼を行うが、別紙1に基づく範囲で時期、対象、内容等の実施の詳細は部局の判断とする。なお、当該取組みの結果を受けた検証・改善の内容は、自己点検・評価報告書の関係する基準、評価項目において記載すること
- ⑥前4. (4) 学外者の意見を取り入れた自己点検・評価活動は、別紙2に基づき試行的に実施する。別紙2を参考に時期、対象、内容等の実施の詳細は学部の判断とし、実施報告書の提出は求めないが、基準2. 内部質保証 項目①において実施内容と得られた長所や課題、今後の対応等について記述すること
- ⑦基準協会が明示する“評価の視点”に本学独自の視点を加える。
- ⑧2024年度自己点検・評価の結果(2023年度以前からの継続を含む)、改善が必要と判断した施策等の改善活動に対応すること
- ⑨各部局における独自の施策による特色のある取り組み、学部学科再編等による教育研究環境の変化等を考慮して実施すること

(2) 教育支援機構 教職教育センター

教育職員免許法施行規則第22条の8を受けて、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン (以下「ガイドライン」という)」等に則した点検・評価活動を行うことが必要なため、2024年度に改定した自己点検・評価の実施方針 (細目：教職教育センター)に基づき点検・評価活動を実施すること。

なお、当該実施方針に変更が生じる場合は、その旨を2025年5月中に本委員会委員長に申し出ること。

(3) 外部機関等による大学評価(外部評価)による改善課題への対応 (部局指定)

①先進工学研究科

第3期機関別認証評価の改善課題報告を行った際に、新たな改善事項として指摘された基準5 (定員管理) 博士後期課程に対する改善活動の実施

⇒大学基準協会からは「次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。」と付されたため、第4期機関別認証評価において自己点検・評価報告書に本課題への対応及び成果について言及する必要がある。

②薬学部

一般社団法人薬学教育評価機構の第三者評価結果において、助言及び改善すべき点として提言を得た事項に対する改善活動・結果

③経営学研究科技術経営専攻

経営系専門職大学院認証評価結果において指摘があり、その後基準協会に提出した改善計画に示した活動

6. 根拠に基づく実施

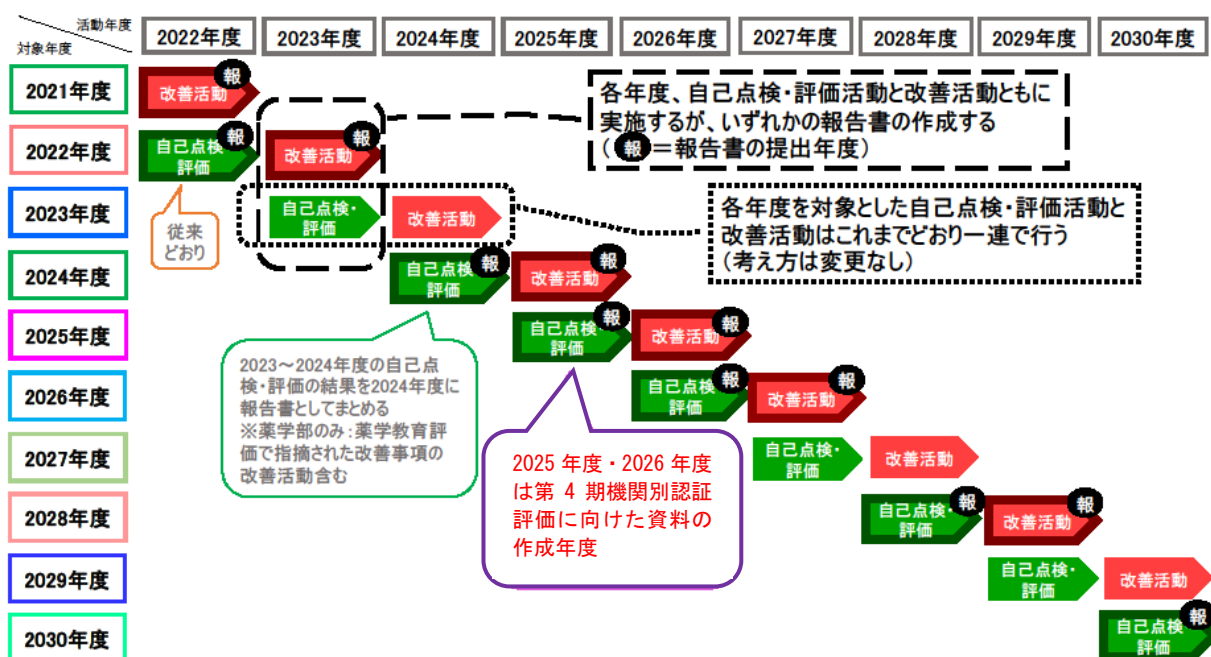
自己点検・評価は、検証に必要な情報（データ）や記録等に基づいて行い、報告書にはどのような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを記述することとする。

なお、根拠資料の提出は求めないが、2026年度の機関別認証評価受審用の報告書作成時には根拠資料の提出が必要となることから事前に整理しておくこと。

7. 自己点検・評価結果の報告（報告書の作成）

大学質保証推進委員会が策定した「自己点検・評価の基本方針」に基づき、下図のとおり2025年度は自己点検・評価報告書を大学基準協会が公開する報告書様式を用いて作成し提出すること。

なお、経営学研究科技術経営専攻は前4.（6）のと通りの対応とすることができる。



8. 自己点検・評価及び報告書作成に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、ここまでに記したことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 前5.（1）と関連するが、本学の自己点検・評価活動の実質化をより明確にするため「点検・評価」「改善」「有効性・成果の検証」を重視することとし、報告（報告書の作成）を行うことに向けて、内容は点検・評価、検証、改善活動と施策の有効性・成果について詳述し根拠を示すこと
⇒施策を実施したという現状説明を行うための記録ではなく、実施した施策に対する点検・評価・検証、有効性・成果、及び改善活動の内容中心に記録する
- (2) 前5.（1）⑤⑥と関連するが、各部局は、主観的な評価だけではなく、学生及び外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れ、そこで得られた意見や長所・特色、課題等を報告書に明確に記載すること

- (3) 各部局は、学科・専攻、センター等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこと
- (4) 自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画に基づき改善を進め、結果等の報告を含め計画的に取り組むこと
- (5) 各施策等の適切性を評価するにあたって、評価の視点等を踏まえて改善する必要があることが明らかである場合に改善事項として取り上げること（非常に微細な事項や無理に改善事項を取り上げることはしない）。

9. その他

第4期認証評価に向けて、内部質保証に係る新たな取り組みや対応等がさらに必要となることが予想されることから、大学質保証推進委員会から必要に応じて自己点検・評価、改善活動に係る対応等の検討・実施依頼を受けることもある。その場合、本委員会で全学の実施方針を検討したうえで、各部局に依頼を行う。

以上